

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業実施要領

(趣旨)

第1 県は、県内の農業者が施設園芸の省エネ化に取り組み、燃料価格の高騰による影響を受けにくい体制への転換を図ることを支援するため、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業(以下「本事業」という。)を実施することとし、本要領において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を、「令和5年度施設園芸省エネ化推進事業実施計画」(以下、「事業実施計画」という。)という。

(本事業の内容)

第3 本事業の実施主体、内容及び採択要件は別表1のとおりとし、その他運用に必要な事項については、別に定める。

(計画承認申請)

第4 本事業に係る事業実施計画の認定を希望する事業実施主体は、別記様式第1号に下記の書類を添えて、知事に申請を行うものとする。

- (1) 事業計画総括表(別紙1)
- (2) 施設の図面又は写真(施設の構造及び概要がわかるもの)
- (3) 加温装置の設置状況がわかる写真
- (4) 購入を予定している資材、機器及びメンテナンスに係る2社以上の見積書(今後において資材、機器の導入や暖房機のメンテナンスを実施する場合)
- (5) 資材及び機器の導入やメンテナンスの実施を証明する書類、請求書、領収書(既に導入やメンテナンスが完了している場合)
- (6) 実施設計書(別紙2)
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第2号)
- (8) 法人の登記事項証明書(法人のみ。申請日の3か月以内に発行された原本)
- (9) 組織の規約及び構成員の名簿(任意団体のみ)
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(審査)

第5 知事は、前項に規定する事業実施計画の申請があったときは、当該計画の内容を審査し、認定の可否を事業実施主体に通知するものとする。

(支援施策等)

第6 前項の規定により知事の認定を受けた事業実施主体(以下「支援対象者」という。)は、別に定めるところにより、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金を申請することができるものとする。

(事業実施期間)

第7 本事業は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間内において、資材及び機器の導入、施工、メンテナンス並びにその支払いが実施される計画を認定の対象とす

る。

(事業の指導推進)

第8 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、支援対象者等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合性及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所又は地域事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(計画の変更等)

第9 支援対象者は、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が軽微なものであって、事業計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 支援対象者は、認定を受けた事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(調査)

第10 知事は、特に必要と認めた場合には、支援対象者に対して、実施状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(書類の提出経由)

第11 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月5日から施行する。

別表1 (実施要領第2 関係)

| 事業名 | 事業実施主体 | 事業内容 | 採択要件 |
|---|---|---|---|
| <p>令和5年度 施設園芸省 エネ化推進 事業</p> | <p>施設園芸(野菜、果樹及び花きを栽培するものに限る)を営む県内の農業者で構成され、以下①又は②いずれかの要件を満たすもの。</p> <p>①事業に参加する施設園芸農家が3戸以上在籍する農業協同組合又は任意団体。 ただし、任意団体の場合は代表者、組織及び運営、資金管理について規約の定めがあること。</p> <p>②年間150日以上農業に従事する者が3名以上で構成する農業法人(事業として農業を営む、農地所有適格法人の要件を満たす株式会社(旧有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人)。</p> | <p>施設園芸を営む農業者が燃料価格高騰の影響を受けにくい生産体制への転換を目的として取り組む、下記①から④までに該当する事業。</p> <p>①被覆資材の多層化や採光性、気密性向上により保温性の向上を図るための被覆資材(内張り、外張り)の導入</p> <p>②施設内の温度ムラの解消により燃料の使用量を低減するための循環扇の導入</p> <p>③効率的な温度管理により燃料使用量を低減するための多段式サーモスタットの導入</p> <p>④暖房機の分解洗浄やパーツ交換により燃焼効率を改善するための暖房機のメンテナンス</p> | <p>事業に参加する全ての農業者が、燃料価格の高騰に備えるため、設備や資材の導入、栽培管理方法の改善等に努めてきた実績があること。</p> <p>令和6年1月31日までの確実な事業完了が見込まれること。</p> |

別記様式第1号（実施要領第4関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業 事業実施計画承認申請書

（文書番号）

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業を実施したいので、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業実施要領第4の規定により承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

添付書類 （1）事業計画総括表（別紙1）
（2）その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号（実施要領第4（6）関係）

誓約書

- 当社
- 当組合
- 当団体

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」等により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（又は所在地）
氏名又は社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

※ 申請書を紙面で提出する場合に限り、代表者名の欄に押印すること。

(参考様式 別紙様式第2号に添付)

役員等名簿

1 申請者名

2 名簿

| 役職 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|----------|--------------|-------|-----------|
| 【例】代表取締役 | 〇〇市〇〇1丁目2番3号 | 宮城 太郎 | S50.12.27 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※必要に応じて行を追加すること。

別記様式第3号（実施要領第9関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業 事業実施計画変更承認申請書

（文書番号）

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け園推第 号で承認を受けた令和5年度施設園芸省エネ化推進事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、事業実施要領第9の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類（別記様式第1号に準ずる。）

（注）変更部分を2段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第4号（実施要領第9第2項関係）

令和5年度施設園芸省エネ化推進事業 事業実施計画中止（廃止）承認申請書

（文書番号）
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

年 月 日付け園推第 号で承認を受けた令和5年度施設園芸省エネ化推進事業の事業実施計画について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 今後の見通しと対策
- 4 添付書類（別記様式第1号に準ずる。）

(別紙1) 令和5年度施設園芸省エネ化推進事業 事業計画総括表

1 申請者及び担当者

| | | | | |
|----------|--------------|---|--------|---|
| 事業実施主体名 | | | | |
| 連絡先 | | | | |
| 担当者の職・氏名 | | | | |
| 県補助金額 | メニュー①から④の合計： | 円 | 事務的経費： | 円 |

【事業メニュー及び補助率、上限等】

| 事業メニュー | 事業量の上限 | 補助率 | 補助上限 |
|---------------|-----------|-------|-----------|
| ①被覆資材の導入 | 1生産者1haまで | 1/2以内 | 110万円/10a |
| ②循環扇の導入 | - | 1/2以内 | 6万円/台 |
| ③多段サーモの導入 | - | 1/2以内 | 3.6万円/台 |
| ④暖房機メンテナンスの実施 | - | 最大で定額 | 10万円/台 |

2 事業参加者の一覧

| No. | 氏名 | 住所 | 施設面積 【全面積】 (a) | 主な栽培品目 | 事業 メニュー | 事業量 (a, 台) | 事業費 (円) | 県補助金額 (円) | 省エネ化の取組実績 (実践している項目に「○」を記載。複数可) | | |
|---|-------|---------|----------------------|--------|------------|---------------|------------|--------------|------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| | | | | | | | | | 多重被覆、多段サーモ、循環扇、ヒートポンプ等、省エネ資材や機器の活用 | 加温機や温度センサーの定期的な点検や局所加温等の管理・技術的な対策の実施 | 国「施設園芸セーフティネット構築事業」による資金積立及び省エネ化の実践 |
| 例 | 宮城 太郎 | 仙台市●●●● | 50 | いちご | ① | 25 | 1,000,000 | 500,000 | ○ | | ○ |
| 例 | 仙台 次郎 | 仙台市●●●● | 100 | トマト | ③ | 1 | 50,000 | 25,000 | | ○ | ○ |
| ⇒同一施設で複数メニューを記載する場合、氏名、住所、施設面積、栽培品目、取組実績は一番上の段のみに記載すること | | | | | ④ | 4 | 200,000 | 200,000 | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | |
| 32 | | | | | | | | | | | |
| 33 | | | | | | | | | | | |
| 34 | | | | | | | | | | | |
| 35 | | | | | | | | | | | |
| 36 | | | | | | | | | | | |
| 37 | | | | | | | | | | | |
| 38 | | | | | | | | | | | |
| 39 | | | | | | | | | | | |
| 40 | | | | | | | | | | | |
| 41 | | | | | | | | | | | |
| 42 | | | | | | | | | | | |
| 43 | | | | | | | | | | | |
| 44 | | | | | | | | | | | |
| 45 | | | | | | | | | | | |
| 46 | | | | | | | | | | | |
| 47 | | | | | | | | | | | |
| 48 | | | | | | | | | | | |
| 49 | | | | | | | | | | | |
| 50 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ① | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | ② | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | ③ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | ④ | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | ①~④ | 0 | 0 | 0 | | | |

※事業量について、メニュー①の場合は被覆資材の導入面積を、メニュー②から④の場合は機器の台数を記入すること。

3 事務的経費 (県補助金の申請を予定する場合に限り記入すること)

| 経費項目 | 事業内容 | 積算根拠 | 事業費 (円) | 県補助金額 (円) |
|---------|--------------|-----------|------------|--------------|
| 【例】 通信費 | 生産者への案内文書の郵送 | @84円×200名 | 16,800 | 16,800 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | 0 | 0 |

※補助率は最大で定額、補助上限はメニュー①から④の事業費合計の3%

